

第2期 熱海市図書館協議会 第7回会議結果

開催日時 令和3年1月29日（金） 15時30分～16時50分
開催場所 熱海市立図書館 第1会議室
出席者 【出席委員】 諏訪村委員・堀之内委員・三島木委員・櫻井委員
春日委員
【欠席委員】 川崎委員
【事務局】 図書館長・図書館管理室長・図書館管理室主幹

会議内容 (事務局)

皆様こんにちは。本日はお忙しいところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。定刻より若干早いですが、ただいまより「第7回熱海市図書館協議会」を開催します。

はじめに配布資料の確認をさせていただきます。

～ 配布資料の確認 ～

(事務局)

前回の会議結果を皆さんに配布させていただきました。発言内容をご確認いただき、修正等ございましたら2月10日までにメールまたは電話連絡ください。修正後のものをホームページに掲載させていただきます。

コロナ禍での会議ですので、感染症予防のため長時間の会議とならないよう16時50分を予定として終了したいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、開催にあたり、はじめに会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長)

本日の会議は、今年度に入って2回目です。貴重な1回になりますが、皆様お集まりいただきありがとうございます。よろしく願いいたします。

(事務局)

次に、令和3年度予算案と答申について、館長より説明いたします。

(館長)

次第1の一番目については、先ほど説明させていただきましたので、二番目の令和3年度予算（案）と答申について、ご説明したいと思います。

答申につきましては、令和3年度予算の力強い後ろ盾となる事をお願いして、早期に提出をお願いしたところでございますが、コロナ禍により財政事情がひっ迫することが予想され、この答申の時期を逸してしまったというところがございます。また、会長からも協議会が作成する答申なのではないかというところを言われました。また、コロナ禍での協議会の開催もまだ2回しかならず、メールでの意見をやりとりしてまいりました。内容は今後の図書館に関わる問題です。委員の皆さんが納得された答申づくり優先して、任期の3月までをお願いしたいと考えております。よろしく願いいたします。

(事務局)

次に電子書籍の現状と課題・成果を館長より報告いたします。

(館長)

電子書籍は平成30年12月に導入され、早2年が経過したところですが、会長から状況を説明いただきたいということでしたので今回ご報告いたします。電子書籍の貸し出し状況は、月120冊から250冊で推移しております。緊急事態宣言時の完全閉館月の昨年4月は250冊と最高でした。利用者は40歳から50歳の方が多く高齢の方々の利用率が高くなりつつあります。課題は新規利用者へのPRです。今年度から子どもたちへタブレットが配給されることをキッカケに、電子書籍での読書が学校の協力で始まる予定です。今後は、子どもたちからの読みたい本のリクエストを採用して、読書量を増やしていきたいと考えています。

(事務局)

よろしいでしょうか。

(会長)

タブレットは、今年度ではなくて来年度ですよね。

(事務局)

新聞では桃山小は配られているようです。

(委員)

すでにタブレットが一人1台来ています。もう配布され、名前も貼ってあります。1月にある程度整備ができ配って、授業でも使用している状態です。

ほぼ全小学校が配布されていると思いますが。

(会長)

子どもたちは、家に持って帰っていますか。

(委員)

持って帰っていません。学校で授業の中だけ使っています。

(会長)

今後時間を広げるということもあるのですか。休み時間も使えるとか。

(委員)

校長裁量だと思います。ただこれに関しましては、ずっと見ていると目に良くはありませんし、かえって悪影響を及ぼすので、おそらく授業で主に使うということで、あとはできるだけ使わせないような方法を取ると思います。なぜかと言ったら、タブレットはいつ壊れるかわかりませんから。そういうことを考えながら学校ではやっていくと思います。

(事務局)

よろしいでしょうか。次第2 ここからの議事の進行は会長にお願いいたします。

(会長)

答申案についてですが、メールのやり取りでいただいた各委員の意見を事務局が一つにまとめてくださったものと、私が作成したものと、手元に二つあります。皆さんの意見がそれぞれ反映されているかどうかを確認してくださっているかと思いますが、何か自分の意図と違うなどあればお願いします。

(事務局)

この委員の意見をまとめた答申案に、〇〇委員の意見が入っていなかったのは大変申し訳なく思っています。

(会長)

〇〇さんの意見が図書館に届いていないということがわかって、今日手書きのものをお持ちいただいたのでお配りしました。〇〇さんの意見は今

日いただいたので答申案には入っていませんが、内容をみるとすでに入れ込んであるものと同じ意見かと思います。

他にはよろしいでしょうか。

(委員)

今日は二つの答申案を統合していくということですが、事務局が委員の意見をまとめてくださったものと、私の考えと違うところがございます。「市民が集える図書館について」の中の電子書籍について意見を出したのですが、その中の「電子書籍の絵本に関しては、個人用には選書しない決断も必要。慎重な選書を望む」という一文が削られたように思います。図書館で借りた『デジタルで読む脳×紙の本で読む脳』という本の内容を参考資料として本日配布させていただきました。コロナ禍で電子書籍がだいぶクローズアップされていて、学校現場でもデジタルメディアが導入されたということで、タブレットやスマホで見ることも増えてくるなと思いつつ、この本にたまたま出会ったものですから読ませてもらいましたが、内容については時間が無いので割愛させていただきますが、解説のほうにわかりやすくまとまっていました。私はその中で、子どもの発達段階に応じて2歳までは親子の対話式で紙の本を読み聞かせることによって、幼児の言語能力が発達されることがわかっているとか、2歳から5歳の時期までにデジタル機器に触れるばかりで文字を読むための脳が準備されないと、子どもの脳が画面モードに設定されてしまうということも研究者によって明らかにされているので、事務局がまとめてくださった答申案の中の「市民が集える図書館」のB)の最後の行に「電子書籍の利用には一定のルールを設けて慎重な利用を望む」という文章を入れていらっしゃるんですが、【ルール】というのをどこにどうやって載せるのか。例えば研究の成果で、乳幼児には紙の本がふさわしいということが明らかに分かっているのに、電子書籍の中に安易には絵本を入れないのではないのかと思うので、その点だけは自分と事務局がまとめた意見が違うということを申し上げたかったです。

(事務局)

そちらを一部入れなかったのには理由がございまして、〇〇委員からの資料に「こうして子どもたちは紙とデジタルの脳回路をそれぞれ育み、流暢に切り替えられる「バイリテラシー脳」となっていく。オンラインで読んでも、紙モードの対抗スキルを駆使して、文章を分析・批判できるようになるのだ」という一文がありました。大事なのは確かに〇〇委員の言うとおりの何歳まではあしなさい、こうしなさいというルールがあるかだと思います

が、相対的にはそういった時代がくるので対応していきなさいと書いてあるのと、会長が作成した答申案にも電子書籍の絵本について、そういった内容が書かれておりますので、一部省かせていただきましたが、統合する際には〇〇委員の意見も盛り込んでいけばいいと思います。

(会長)

私も読ませていただきましたが、事務局がまとめてくださった答申案については、皆さんの意見がほとんど入っているなという感想です。ですが、私の作成した答申案と違うところについて説明させていただきます。

1 ページに「はじめに」というものがあり、これが大きく違います。館長が出した諮問には「図書館基本方針を執行するためには」ということでしたが、基本方針とは元々はコンセプトに基づいて掲げられたものですので、コンセプトが無くて基本方針が先に来るということは無いわけで、そのことをここで表に出して、最初にこういったコンセプトがありますということを入れました。

2 ページですが、まず熱海市立図書館の現状と課題を知ることによって基本方針を執行するには、に繋げていこうと思いました。4 ページ5 ページの県立図書館が出した平成30年度のサービス指標を参考にここに述べました。4 ページのサービス指標を見ると熱海市の場合は、蔵書冊数も奉仕人口も県内23市のうちの5位以内に入っています。ところが1人当たりの資料費は令和元年度に当てはめると県内第2位の資料費を熱海市は取っています。それだけ芳醇な予算がすぎ込まれています。蔵書も100年前からある図書館で県内1番なので蔵書が多くて当然ですが、奉仕人口は県内断トツの1番なのです。これだけ正規の職員がいる図書館は県内本当に珍しいくらいです。第2位が御前崎ですが、皆さんご存知のとおり予算がたくさんあるところで、御前崎がほとんど1番ですが、専任職員1人当たりだけは熱海市が断トツの1番です。そういう面では恵まれた図書館と言えます。ところが1,000人当たりの貸し出し冊数は23市のうちの20番目で下から4番目なのです。こんなにお金があって、人もたくさんいて、本もいっぱいあるのに借りる人がいないという、貸し出し冊数が少ないのが現状ですので、そこを書きました。それは熱海市第4次総合計画にも認めてあって、利用者増を工夫していく必要があると役所のほうも分かっているわけです。このことを今度は人口の近い市によって比べてみることにしました。まず人口3万~4万人台のグループを作りました。そこは熱海市と御前崎と伊豆市、それと函南は町ですが、すぐ隣で人口が一番近いので、この4つの市町を比べたものを表にして載せました。特に違うのは司書の数ですね。同じ

人口ですが、熱海市は合計3人、伊豆市は6人、御前崎は7人、函南が9人ということで、こちらも令和元年度にあてはめると、司書は2人しかいないので、3倍以上の差がついているということになります。貸出冊数も大きく違ってきます。ということでこのような課題を出しました。これは「貸出密度上位の公立図書館の整備状況 2018」によると貸出上位の図書館は職員15.8人うち司書は10.7人となっていますので、そこで熱海の図書館も人口から言って10人はいるといいなと思い載せました。10人という根拠はここからきています。

次に基本方針〈熱海の歩みを学べる図書館〉についてですが、〇〇先生もチェックをして直してくださったものを後ほど入れ込みたいと思っております。また熱海のレファレンス件数についても表にしました。令和元年度は多いですが、あとは少ない件数できています。7ページに記載しましたが函南の図書館に電話でレファレンス件数を聞きました。令和元年度は3,060件という答えでした。そのうち詳細な記録を取ったものが500件あると言っていました。たくさん利用されている図書館なので、レファレンス件数も熱海とは桁違いだなと思います。熱海の図書館も司書が増えて利用が増えていけば、函南のようにレファレンスの数が増えることが考えられますので、その点からも今からレファレンスの記録を取るとか基準についての検証が必要だと思い入れました。令和元年度とそれ以前の件数がかなり違いますので記録がどのようになっていたのか心配になりましたので、そこはちゃんと作ってほしいというのを入れてあります。また9ページ3-4の「ICTの進化に合わせた情報提供」というのは皆さんの意見には無かったと思いますが、無線LANを利用できるようにと以前に〇〇さんが協議会のほうでお話なさっていたことではありますので入っています。返却ポストについて、浜松に視察に行った時も駅のところに返却ポストがあると伺いましたので、熱海にもあるといいなということで協議会の委員から話があったので盛り込みました。それから10ページの電子図書館のところですが、学校の教育現場のこともあります。熱海の図書館が電子図書館を始めるにあたっての電子書籍の収集方針もあるのでしょうか。

(事務局)

内規ですが収集基準はあります。

答申案に書いていただきたいのは、〇〇委員が言ったとおり絵本の電子書籍についてこういう理由であるから採用しないほうがいいという助言的なものを入れていただければ結構です。

(会長)

ですから収集方針によってはそれに沿うようにやってほしいと入れますが、どのような収集方針があるか、例えば「絵本はたくさん入れる」が収集方針だったとすれば、また違う書き方になりますが、どうなっているのかわからなかったのでお聞きしました。

(事務局)

電子書籍の絵本は、学校や幼稚園が使いたいという要望があり、収集基準にも絵本を採用しています。でもこういった理由があるので、なるべく避けた方がいいのではないのでしょうか、というような助言的な答申をいただければ収集方針の見直しもできるわけです。

(会長)

11 ページにあるように現在、磐田、浜松、熱海と3つの市が電子図書館を始めています。沼津市も入れたそうですが、磐田は「幼いころはまずは紙の本から親しんでもらいたい。本を介して親子が触れ合う時間を大切にしたい」という考えから絵本を含む児童の電子書籍を導入しないとはっきり返答をいただきました。浜松は多文化サービスの一環として、多言語の電子書籍も多く扱っているということはホームページにも記載されていました。しかし熱海の電子書籍の考えはどうか。

(事務局)

熱海市が導入した理由は、市内に1館しかない図書館なので皆さまの利便性の向上のため市長が快諾したのです。収集に関してもどの層の方にもご利用願えるように絵本もすべて入れてあります。子どもさんからお年寄りまで全部が読める本を入れてありますが、それに関して〇〇委員からご指摘がございましたように、何歳まではなるべく紙の本を読んだ方が良いという助言をいただければ減らすなどいろいろ考えますので、答申に入れていただければと思います。どこの市にも入れた理由を持っていると思います。

(会長)

11 ページにあるように現在、磐田は電子書籍を入れていませんが、浜松は多文化サービスにより導入している絵本 27 冊と児童書 90 冊の合計 117 冊で熱海の場合は絵本 474 冊と児童 140 冊の合計 614 冊ということで他の2館と比較しても大きく数字が違っています。それに伴って先ほど〇〇さ

んがおっしゃった話のことが入っています。

続いて、基本方針<市民と共に創っていく図書館>についてですが、市民と共に創っていく図書館というのはなかなかイメージしにくかったです。図書館 100 周年の記念式典の時に静岡県立中央図書館館長の河原崎さんが祝辞をおっしゃいまして、そのことが印象的で有難い言葉をいただき感動しました。その時の話が県立図書館のホームページにありましたのでここに入れさせていただきます。市民と共に創っていく図書館として、これが必要という話ではなくて、イメージできるようなことを載せました。ここは内容について皆さんにご意見をいただきたいと思います。「利用者アンケート」も入れさせていただきます。「学校と連携を取ることにについて」ですが、英語の多読が今小中学校の授業であります。浜松に視察に行った際、多国籍の方が利用されるため多読の図書がたくさんあったのを〇〇さんが見て、こういった本が熱海にもあったらという感想がありましたのでここに入れました。やはり学校と図書館が連携することによって英語多読に使える本が図書館に入るといいなと思って入れてあります。次の「市民ボランティアと協働」についてです。9 ページの表の「年代別貸出冊数」の中で 60 歳以上の方が全体の 55%以上利用されていることがよくわかります。熱海に引っ越してきた方もいらっしゃいますし、社会的にご活躍なさった方々が住んでいることも多いようです。その方たちにボランティアに入っただき協働していただくようなことがあったらいいのでは、と思ったので入っています。参考資料も足してあります。

駆け足で説明させていただきました。以上が委員の意見を事務局がまとめてくださった答申案と違うところです。皆さんに今の答申をまとめたところでご意見があればお伺いしたいです。両方のいいところを取りましようとして事務局がおっしゃいまして、それは私も思っているところですので、皆さんの意見を事務局がまとめてくださった文面には大体入っていると思いますが、ここが入っていないとか入れてほしいとか、どのようなご意見でも構いません。答申については熱海の図書館は、今回初めて図書館協議会が出すもので、前のものを見たくても無いわけです。諮問を出して答申を出すのは図書館の 100 年以上の歴史の中で初めてなのです。ですので、見本になるようにしたいと思い、課題や現状から作ってみました。素人ですので役所の方や専門になさっている方見ていただいて、直しが必要などころがあれば教えていただければと思います。他の図書館の答申を見させていただいて参考にして作りましたが、ご意見ありましたらお願いします。たぶん今回しか集まれないですよ。

(事務局)

そうですね、その点について補足をさせてください。会長が言われたとおり、委員の皆さんの言葉がすべて答申であって、私ども行政が作るものは諮問です。それを皆様をお願いしたわけです。会長が作ってくださった答申を柱にして、今日はそこに肉付けや修正をしていただければいいと思います。あくまでも柱は会長の答申案肉付けをするという方向性を、まず皆さんに確認をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

(会長)

私の答申案は作るのに時間がかかってしまい、自信ありませんが、答申を目にしたことがある方からのご意見もあるかと思えます。〇〇さんが後で出してくださった意見も大体入っていると思えますがいかがでしょうか。

(委員)

ありがとうございます。

(委員)

会長の答申案を見させていただいて、「課題と現状」がありますが、その先に書いてあることが「課題」ですので、ここは「現状」だけを書けば良いのではないかと思いました。なぜなら現状を書いてはじめて課題としてこういったものが挙げられるという流れになるのだと思います。「課題」の部分だけ見ると司書の数のことが中心に書かれていて、郷土資料館のことなどはありません。課題も書くのであれば基本方針と合わせる必要がありますが、この課題では一つのことにと固まっています、全部のことについて言っていない気がします。

(事務局)

こちらで解説します。3ページに「c課題」がありますが、このことは後ろの基本方針にある程度盛り込んであるので、ここは削除してもいいのではないかと〇〇委員はおっしゃっています。cの課題を削ることで足りない部分は後ろに補足したらどうでしょうか、ということです。

(委員)

答申と資料を別々に作成してもいいと思います。全部を一つに書くのではなくて、まずこちらから言いたいこと、そして後ろにそれに基づく資料として表やグラフをつくる形です。

(事務局)

行政的にはそういった組み立てですが、会長とも事前に話をしましたが形にこだわらなくてもいいと思います。cの課題だけを削って、あとはそのままでもいいのではないのでしょうか。

(委員)

要するに答申の内容は少ない方が大体わかるということです。学校ではそのように作っていたので意見を言いました。

(事務局)

一般的には会長が作成した書き方のほうが見やすいかもしれません。誰が見てもわかるようなものがないと思います。

(委員)

cの課題のところで、司書の10人確保の根拠について述べられているので、どこかに入れたほうがいいのではないのでしょうか。

(事務局)

全部を削除ではなくて、後ろに組み込んでいく方法です。

(委員)

第三者が見た場合、つい課題を見てしまって、ここで言っているのはこれだけなのかと話がついてしまう危険性があります。こちらが一番言いたいのは答申の文章のほうですので、具体的にはっきり表した方がインパクトもあります。

(事務局)

〇〇委員から言われたとおり、課題の部分を後ろに組み込んだ修正版を皆さんにお渡ししてみてもらうということでどうでしょうか。

(会長)

他の皆さんの意見を聞かせてください。課題のところは大事だと思うのですがいかがですか。

(委員)

私も答申を作ったことがないのでわからないのですが、今お話を聞いて

いて課題のところでは司書の数が必要だというのが後半の方に書いてありますので、10人確保することが望まれるとか、司書が一人前になるには10年かかるのだというところは、たぶん一番言いたいところだと思いますので、後ろの基本方針の3-1の「司書増員が必要である」というところに、どうにか入れ込めないかなと思うので、それが3の基本方針〈市民が集える図書館〉の3-1 レファレンスサービス辺りに入ってくるとスッキリするかと思いました。

(会長)

〇〇さんいかがですか。

(委員)

答申を作ったことがないのでなかなか難しいところですが、皆さんの意見と同じく課題を削って、司書の10人確保というところは後で盛り込んでいただければと思います。

(会長)

課題をそっくり移動するのではなくて、どれかを持っていくということですかね。3ページの課題のところにある、司書はこういう仕事があるので司書の確保によって貸出数が増えることを期待する、という部分も必要ですよ。そうでなければ何のために司書がいるのかわからなくなります。それから「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」では、館長は司書の資格を持っていることが望ましく、教育委員会は必要な数の司書及び司書補を確保すること、というの削りたくないです。さらに10人の根拠になっている貸し出し密度上位の公立図書館整備状況については、先ほど入れていいとおっしゃっていただきましたが、これも削りたくないです。こうやってみると削るところはないと思います。これをそっくりどこかに入れられないでしょうか。

(事務局)

会長は全部消したくないという意見ですので、5ページの司書の人数の4市町の比較の表の下に全部入れればいいのかと思いますがいかがでしょうか。会長の考えもあるので、修正したものをまた皆さんに見てもらったほうがいいと思います。今日で決まるわけではありませんので、一字一句削らず皆さんにメールします。

(会長)

貴重なご意見をいただきました。では場所を変えるということで一度やってみますので、何かご意見があればおっしゃってください。

では、2ページ1「熱海市立図書館の現状と課題」を「熱海市立図書館の現状」にして、次ページcの課題は、5ページ表3の後ろにそっくりそのまま載るかもしれません。他のいろんな図書館の答申を見ましたが、私か作ったものとそれほど変わりはないという気がします。表と文が並んで1ページになっているところもありましたし、作り方はいろいろなのだと思いました。〇〇先生がおっしゃるとおり読むのが大変ですし、結論が先にきたほうがいいと思いました。徐々にでもいいですので、司書10人というところを是非交渉に使っていただければと思います。

(事務局)

司書の人数も少ないと思っていますし、レファレンスも今後充実させたいと思っています。目的は同じ方向を向いていますので、市民の意見として答申が出てくると後ろ盾になります。

(会長)

皆さんお忙しいので、なかなか他の人の意見を読み込む時間がないと思いますが、是非図書館の後ろ盾になれるような答申になればと思っています。

(事務局)

学校について〇〇先生の立場からタブレットの使い方について、もう少し書いた方がいい、など意見はありませんか。

(会長)

実際問題、学校側や先生方がどのように思われているのかという部分もありますので、10ページの「教育現場で使える電子書籍が少なく、現在は個人用に作られた絵本の電子書籍を使わざるを得ない状態」というのは前も今も同じでしょうか。

(委員)

はい、そうです。

(会長)

電子書籍自体、教育用というのはないのですね。

(委員)

はい。今は熱海図書館の電子書籍を借りて読み聞かせをすとなっても、私個人の ID で私が借りて読み聞かせをディスプレイに映しているの、学校として借りているわけではありません。まだ、電子図書館のことについて私は授業ではやっていません。ID も子どもたちは打てませんし、自由に借りられる状況ではないです。そういうことを教えた状態で、ある程度普及した状態でないと、持ち帰りということも学校としても許可はできないと思います。まだ触って2週間なので、なんとも言えないです。

(会長)

電子書籍については、たしかに小さい子が家でスマホを使って絵本を見ることは乳児からありえることです。電子書籍の絵本があれば、見せておけば勝手に読んでくれてページが動くわけで、十分赤ん坊から使っているのです。家庭ではそうなのですが、学校でも結局同じですよ。図書館教育用というものはないわけで、図書館は分けないですよ。

(事務局)

〇〇さんから資料をもらったとおり、皆さんが電子書籍を読むとどうなるかという話を知らないわけです。ですからそれを広めるために載せた方がいいと思います。図書館としてはタブレットを使ってもいいですが、こういった子どもの発達には・・・というのを知らしめるには答申の中に織り込んだ方がいいと思います。今後の社会の流れとして、デジタル化というものがありますが、そういった影響もありますということを、〇〇さんの許可が出れば会長が作った答申の中に詳しく入れたらどうでしょうか。

(会長)

でもそうなった場合、図書館はどのように考えるのですか。

(事務局)

「お母様方へ」ということでホームページに掲載します。2歳までは絵本をお子様にお母さんの声で読ませた方がこういったことになりますので、注意してご利用ください、といった内容です。図書館もこういった事態を知っているならば、インフォメーションをした方がいいと思います。

(会長)

それはインフォメーションを入れるということだけで、絵本を入れないということではありませんよね。

(事務局)

入れないというわけではないですが、〇〇さんから検討してほしいと言われていきますので、それは検討の中で減らすとかを考えます。こういったものがなければ、減らす理由にも繋がりませんので、是非いい意見は取り入れていただければと思っております。

(委員)

参考までに教えていただきたいのですが、1回絵本を入れるとすると契約はどのくらい続くのでしょうか。

(事務局)

2年間か52回という貸し出しの制限がついています。使用料を払って借りて、2年か52回で権利が無くなりますので、うちの電子書籍から消えていくというようになっています。

(会長)

もう一つ問題なのは、電子書籍の質が悪いということです。

(事務局)

質というのは、どういったことでしょうか。

(会長)

選書する場合に、いいものを選ぶということにはできないのですか。

(事務局)

司書が中心に選書をしておりますが、今後は子どもたちからの読みたい本のリクエストからも選書していきたい。子どもたちはタブレットで読んでもらえると思いますが、〇〇先生の状況だとなかなか図書館の思惑とおりにはいきません。

(会長)

今すぐでなくても、この先いずれタブレットを家に持って帰るようにな

りますよね。

(事務局)

いずれなった場合には、図書館から注意事項をインフォメーションしなければなりません。

(会長)

子どもたちのリクエストというものはもちろんわかります。図書館にある本でも子どもたちのリクエストで買う本もあると思いますが、司書がいいと思って蔵書構築に伴って選んでいるわけで、電子書籍も同じように当てはまると思います。電子書籍の選書にも蔵書構築とかいろんな基準があると思います。子どもたちのリクエストというものが前面に出ていますが、本当は質のいいものを選ぶというのが、司書の大事な役目です。そのへんはよく考えていただくことが大事です。なんでもいいから入れるとか、向こうの本屋さんの勧めでどれをいれるとか、そうではないと思います。

(事務局)

多国籍の図書は児童室にコーナーがあります。ただ子どもたちに来てもらえないという現状を打破するために、電子書籍に載せればタブレットで見られるのでは、と考えており、それは司書の役目だと思っています。司書はきちんとやっています。

(会長)

しかし、そんなに数はないですよ。子どもたちにもっとアピールする方法をいろいろ研究していくということでしょうか。

(事務局)

ブックバスに乗せるなど考えています。司書が質の悪いものを選書しているわけではありません。

会長、そろそろ時間になりますので、まとめをお願いします。

(会長)

今日はお忙しい中ありがとうございました。充実した時間が過ごせたと
思います。いろんなご意見ありがとうございました。今日の話の中で館長が言
ってくださいましたが、私が作った方の答申をもとに皆さんのご意見を入
れ込んでいって作るという話が出まして、そのようになったということ

す。〇〇先生がおっしゃっていた課題のところはもう一度作り直し、他のところもご意見いただけるようでしたら入れ込みながら直し、もう一度皆様に見ていただいて完成にしていきたいと思っています。何かこの場で言い忘れたことがありましたらお願いします。もう3月いっぱいということになると日が近づいてきました。答申は3月いっぱいということですが、もう集まれる機会がありませんので、その時には協議会の中ではなく、報道を入れての手渡しになります。報道にも知らせることになり、記事にも載るということになります。

(事務局)

報道で、会長が代表としてお渡し願えればと考えています。写真を撮るときに委員の方で是非私も入りたいという方がいらっしゃいましたら、答申を渡す日時をお知らせいたします。

会長からは修正をいただきましたが、各委員の皆さまから訂正などのご意見がある場合は、会長の答申案を修正する形でメールを送ってください。会長のみ修正だけではなく、皆さんの修正をもって会長にお見せし話したいと思いますが、会長いかがでしょうか。2月10日までに皆さんからの意見をいただくことでよろしいでしょうか。

(会長)

会議結果の締め切りと一緒にということですね。委員の皆さんには、ぜひ読んでご意見をいただきたいです。読み直せば違う意見があるかもしれませんので。皆さんの名前を出す答申になるので、皆さんの意見を入れて提出したいと思っています。議題が終わりましたので、進行を司会へお返しします。

(事務局)

皆さん貴重なお時間ありがとうございました。短い時間でしたが予定時刻どおりに終わらせることができました。本日の会議はこれで終了いたします。皆さま、本日はありがとうございました。

